

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【公 告】

- 道路の位置の指定
  - 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
  - ”
  - 落札者等の決定
- 【選挙管理委員会】
- 政治団体の代表者等の異動
  - 資金管理団体の届出事項の異動

建築指導課

”

警察本部会計課

選挙管理委員会

”

## 目次

担当課（室）

# 令和3年9月24日 岡山県公報 第12330号

〔三九六〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和三年九月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指 定 年 月 日	番 号	道 路 の 位 置	道 路 の 幅 員 (メートル)	道 路 の 延 長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第二〇二〇号 令和三年九月十五日		高梁市成羽町成羽字ナマス田二七四 〇番九、二七四〇番九地先道、字南 堀二七四二番九、二七四二番九地先 水路	六・〇〇	八六・七二

# 令和3年9月24日 岡山県公報 第12330号

〔三九七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年九月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字杉ノ木一七三四―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市総社二五六六―二プレイス吉備路一〇一

港元 保光

港元 愛

三 許可年月日及び許可番号

令和三年八月三日岡山県指令建指第一六七号

令和3年9月24日 岡山県公報 第12330号

〔三九八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年九月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字西延五一―五、五一―七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市平田九四七―六グランマスティアラB一〇八

田村 直樹

三 許可年月日及び許可番号

令和三年七月十四日岡山県指令建指第一三八号

# 令和3年9月24日 岡山県公報 第12330号

〔三九九〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和三年九月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 調達件名

警察車両のメンテナンス業務

## 二 契約期間

令和三年十月一日から令和五年九月三十日まで

## 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部警務部装備課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

## 四 落札者を決定した日

令和三年九月二日

## 五 落札者の名称及び住所

オリックス自動車株式会社

東京都港区芝三丁目二番八号

## 六 落札金額

二五八、四五六、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額二三、四九六、〇〇〇円）

## 七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 八 入札公告日

令和三年七月二十日

# 令和3年9月24日 岡山県公報 第12330号

◎岡山県選管告示第五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつた。

令和三年九月二十四日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林 裕一

一 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	倉敷市中庄二二二二一(株)ジェイアール	岡山市北区駅元町一三〇一(株)JR	異動年月日
自由民主党岡山県ときわ会支部	真田 将史	主たる事務所の所在地	西日本リネン岡山支店	西日本岡山メンテック	令和三・七・一六
〃	〃	代表者の氏名	真田 将史	谷口 雅信	〃
〃	〃	会計責任者の氏名	河相 二三夫	藤原 喜幹	〃

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
岡山県神谷まさゆき後援会	伊達 元英	代表者の氏名	伊達 元英	堀部 徹	令和三・七・一四
岡山県藤井もとゆき後援会	伊達 元英	〃	伊達 元英	堀部 徹	〃
岡山県本田あきこ後援会	伊達 元英	〃	伊達 元英	堀部 徹	〃
加藤やすひろ後援会	土屋 直人	主たる事務所の所在地	総社市溝口一七九一二	総社市真壁一〇三五	七・一九
政治結社大日本健憂會	文 箭 晃	政治団体の名称	政治結社大日本健憂會	政治結社皇眞塾	八・二七
原田謙介政治参画研究会	原 田 謙 介	主たる事務所の所在地	岡山市南区西市三〇一一一	岡山市北区京町一三一五高田ビル一F	八・二三

◎岡山県選管告示第五十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

令和三年九月二十四日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

資金管理団体の届

資金管理団体の名称

異動事項

新

旧

異動年月日

出をした者の氏名

原田謙介

原田謙介政治参画研究

主たる事務所の所在地

岡山市南区西市三〇一―一

岡山市北区京町一三一五高田ビルF

令和三・八・二二

会